

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目6番9号
アトラ株式会社
代表取締役社長CEO久世 博之

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日） 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル 当社大阪事務所
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
ご出席の株主様へのお土産は、本年度より廃止とさせていただきます。
また、例年実施している株主総会後の施術体験会は中止とさせていただきます。
す。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.artra-group.co.jp/>) に掲載いたします。

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、柔道整復の療養費が減少傾向にあり、自費施術及び物販の拡大が課題となっております。また、2018年4月に柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件が改正され、接骨院開設の要件が厳格化されましたが、要件の一部が緩和されております。

このような状況の下、当社グループは、各種セミナーを開催し、ほねつぎチェーンの加盟院の増加、自費施術に使用する機材の販売などに取り組みました。また、当社が開発した療養費の請求代行サービスで使用するシステム：A-COMSをリニューアルし、アトラ請求サービスの会員の増加に取り組みました。HONEY-STYLEは無料プランを新設し、無料プラン利用院の増加に取り組むとともに、無料プラン利用院が有料プラン利用院となるよう取り組みました。

これらの取り組みにより、ほねつぎチェーンの加盟院は154院に増加しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種セミナーの集客に苦戦し、機材販売が減収となりました。また、一部の機材、消耗品について、販売が遅れ、在庫として保有しているたな卸資産の数が過大となっていることから、たな卸資産評価損を233,320千円計上しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などを加味し、将来の回収可能性を保守的に検討した結果、固定資産の減損損失を93,970千円計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が2,426,748千円（前連結会計年度比14.4%減）、営業損失が410,160千円（前連結会計年度は営業利益が25,196千円）、経常損失が395,835千円（前連結会計年度は経常利益が31,411千円）、親会社株主に帰属する当期純損失が440,764千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失が146,664千円）となりました。

当社グループは鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていませんが、支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

既存の鍼灸接骨院の加盟促進に注力したことにより、当連結会計年度末におけるほねつぎチェーンの加盟院は、前連結会計年度末から27院増加し、154院となりました。

この結果、売上高は545,839千円（前連結会計年度比5.7%減）となりました。

・機材、消耗品販売

柔道整復の療養費が減少傾向となる中、自費施術に使用する機材の需要は拡大しております。当社グループは、アトラアカデミーにおいて動画の充実を図ることで新規会員の増加を促し、セミナーの開催をとおり、自費施術に使用する機材の拡販に取り組んでおります。しかしながら、新型コロナウ

ウイルス感染症の感染拡大の影響でセミナーの集客に苦戦し、機材販売は減収となりました。

また、鍼灸接骨院専門ECサイトであるアトラストアでは、あしたの私をつくるケアカタログ「トトリエ」を創刊し、取扱商品の拡充を行いました。

この結果、売上高は880,739千円（前連結会計年度比29.8%減）となりました。

・アトラ請求サービス

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で顧客の新規開設計画の実施が遅れ、当連結会計年度末における会員は前連結会計年度末から37会員減少し、2,901会員となりました。しかしながら、サーバー利用料の料金改定の影響等で増収となりました。A-COMSファイナンスサービス（療養費早期現金化サービス）利用会員への貸付残高は前連結会計年度末から202,684千円減少し、473,238千円となりました。

この結果、売上高は526,057千円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。

・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEは、一部の機能を無料で開放しました。これにより、当連結会計年度末における利用院は前連結会計年度末から154院増加し、721院となりました。

今後、有料プランのサービス強化に取り組み、無料プラン利用院から有料プラン利用院を獲得するべく、取り組んでまいります。なお、鍼灸接骨院の患者である会員は前連結会計年度末から20,751名増加し、423,895名となっております。

アトラアカデミーの会員は、前連結会計年度末から2,765会員増加し、15,510会員となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部のセミナーの開催が中止となり、集客にも苦戦しました。

この結果、売上高は159,475千円（前連結会計年度比47.5%減）となりました。

・介護支援、その他

ほねつぎデイサービスの加盟店開発に注力した結果、当連結会計年度末における加盟店は前連結会計年度末から6店増加し、21店となりました。また、既存加盟店のロイヤリティ収入の拡大及び直営店の売上高拡大等に努めました。

この結果、売上高は314,635千円（前連結会計年度比56.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は227,236千円であります。その主なものは、A-COMS開発、レンタル用機材などです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資本及び金融機関からの借入金によりまかっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

① 事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループが保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。このため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

② 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループの継続的な拡大を支えていくために、当社グループとして業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、引き続き重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

③ ほねつぎチェーンの拡大

当社グループは2010年からほねつぎチェーンの展開を開始しましたが、柔道整復師、はり師・きゅう師の確保は厳しさを増しております。このため、人材紹介事業を強化することで柔道整復師、はり師・きゅう師の確保に注力するとともに、異業種からの新規事業としての加盟に加え、既存の鍼灸接骨院の加盟を促し、ほねつぎチェーン加盟院の拡大に努めてまいります。

④ 自費施術の拡大

接骨院の数は増加傾向にありますが、柔道整復の療養費は減少傾向にあり、接骨院1院当たりの療養費に係る売上高は減少傾向にあります。そんな中、予防に係る自費施術を拡大することで療養費に過度に依存しない体制の構築が業界全体の課題となっております。当社グループは、セミナーの開催等により、自費施術の拡大を推し進め、自費施術に使用する機材の販売を拡大し、接骨院の経営基盤の構築と国民の健康に貢献してまいります。

⑤ 新商品の開発

当社グループは、自費施術の拡大に寄与するため、自費施術に使用する機材の発掘、開発に努めてまいります。また、アトラストアにおきましては、PB商品の開発に注力してまいります。

⑥ 療養費不正請求防止への取り組み

当社グループが支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、ほねつぎチェーンにおいては巡回指導を行い、アトラ請求サービスの会員に対してはA-COMSをとおり、不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。

⑦ A-COMSにおけるサービス内容の拡充

当社グループが開発したA-COMSについて、既存の顧客の満足度の向上及び今後の顧客拡大のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMSは拡張性があり、サービス内容の追加を行うことが可能でありますので、継続的にサービス内容の見直し及び拡充を行ってまいります。

⑧ HONEY-STYLE利用院の拡大

自費施術の拡大に伴い、予約管理の需要が拡大しております。当社グループは、当社グループが開発した鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの機能の一部（予約機能など）を無料で開放し、無料プラン利用院の拡大に努めてまいります。さらに無料プランから有料プランへの変更を促すべく、取り組んでまいります。

⑨ ほねつぎデイサービスの拡大

介護業界においては、機能訓練を重視したサービスの拡大が課題となっております。当社グループは、ほねつぎデイサービスをフランチャイズとして展開しており、柔道整復師が活躍できるモデルとして店舗数を拡大しております。ほねつぎチェーンに加え、ほねつぎデイサービスの拡大にも注力してまいります。

⑩ 業績回復に向けた施策及び財務健全性の強化について

〔(1) 事業の経過及びその成果〕に記載のとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、当連結会計年度において、410,160千円の営業損失、395,835千円の経常損失、440,764千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。このような環境下にはあるものの、当社グループとしては、引き続き、自費施術を拡大することで過度に療養費に依存しない接骨院の体制構築に貢献するとともに、以下の施策を実施し、業績回復に努めてまいります。

- ・自費施術の拡大を訴求し、ほねつぎチェーン加盟院の増加を図ってまいります。
- ・アトラアカデミーの会員向けに自費施術に関するセミナーを開催し、新規顧客の獲得に注力し、機材販売の拡大を図ってまいります。
- ・療養費請求に使用するシステムA-COMSの有効活用を提案し、会員の増加に繋げてまいります。
- ・新規事業として、Fitness Mirrorの販売、接骨院、介護事業とのシナジーの創出を進め、売上、利益の拡大を図ってまいります。

また、金融機関との関係は引き続き良好であり、与信姿勢についても従前と大きな変化はなく、当連結会計年度において、短期借入金を350,000千円返済する一方、805,200千円の長期借入を実行し、当社グループの当連結会計年度末現在の現金及び預金残高は1,712,391千円となっております。当連結会計年度において440,764千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したものの、当連結会計年度末現在の純資産は1,369,911千円あり、自己資本比率も31.5％となっており、財務健全性に問題はないものと考えております。引き続き、収益改善の対応策を進めるとともに財務体質の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2017年12月期	第14期 2018年12月期	第15期 2019年12月期	第16期 (当連結会計年度) 2020年12月期
売 上 高 (千円)	3,759,158	3,479,200	2,833,781	2,426,748
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	455,475	163,697	31,411	△395,835
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	301,430	269,930	△146,664	△440,764
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	34.59	30.88	△16.71	△49.87
総 資 産 額 (千円)	3,540,061	4,491,805	4,323,379	4,342,404
純 資 産 額 (千円)	1,755,202	2,000,169	1,837,657	1,369,911
1株当たり純資産額 (円)	200.95	228.22	208.95	154.00

- (注) 1. 当社グループは第14期より連結計算書類を作成しているため、第13期については、当社単体の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
アトラファイナンス株式会社	3,000万円	100%	療養費早期現金化サービス
アトラケア株式会社	2,500万円	100%	ほねつぎデイサービス等の直営事業
アトラプランニング株式会社	500万円	100%	建設業、宅地建物取引業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業を展開しております。接骨院における療養費が減少傾向となる中、自費施術の拡大を支援しています。具体的には、アトラアカデミーにおいて、様々な動画を掲載し、自費施術等に係るセミナーを開催しています。ほねつぎチェーンにおいては、加盟院に対し、自費施術のノウハウを提供しております。また、ほねつぎチェーン加盟院を含む鍼灸接骨院に、自費施術に使用する機材を販売し、過度に療養費に依存しない体制の構築をサポートしています。アトラ請求サービスにおいては、当社が開発した療養費請求に使用するシステムA-COMSを提供し、療養費の請求を代行しております。鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEにおいては、自費施術の拡大に伴い必要となる予約管理をサポートしています。

これらの事業をとおり、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に注力しています。

(8) 主要な事業所

本 店	大阪市西区立売堀四丁目6番9号
大 阪 事 務 所	大阪市西区立売堀四丁目5番7号

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
112名	3名増	38.1歳	4年9ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員40名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	332,501千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	325,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,889,100株 (自己株式266株を含む)
- (3) 株 主 数 9,028名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 み ど り 会	3,808,000株	42.84%
片 田 徹	253,100株	2.84%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	197,800株	2.22%
久 世 博 之	187,300株	2.10%
田 中 克 典	154,700株	1.74%
柚 木 孝 夫	153,100株	1.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	139,900株	1.57%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	127,500株	1.43%
会 田 正 英	120,000株	1.35%
上 遠 野 俊 一	93,600株	1.05%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき 500円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 72,400円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ア. 新株予約権者は、2019年12月期または2020年12月期のいずれかの事業年度において、経常利益が750百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
上記にかかわらず2017年12月期において、経常利益が358百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。
なお、上記における経常利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - イ. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員(以下、「従業員等」という。)であることを要し、割当を受けた後いったんでも従業員等でなくなった場合には本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権を行使することができなくなった者が保有する新株予約権は、従業員等の地位を喪失した時をもって消滅し、以後の再就職その他如何なる理由によっても行使できない。
 - ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年4月1日から2024年3月21日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,230個	普通株式 123,000株	6名

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 世 博 之	CEO アトラファイナンス株式会社 取締役 アトラケア株式会社 取締役
取 締 役	田 中 克 典	COO 兼 営業部担当 アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 代表取締役
取 締 役	田 中 雅 樹	CFO 兼 経理財務部担当 兼 総務人事部担当 アトラファイナンス株式会社 取締役
取 締 役	片 田 徹	経営戦略部長 兼 療養費請求代行部担当
取 締 役	柚 木 孝 夫	ほねつぎチェーン事業部担当 アトラケア株式会社 取締役
取 締 役	福 田 欣 也	鍼灸接骨院支援部長 アトラプランニング株式会社 代表取締役
取 締 役	内 藤 克 友	ITソリューション事業部長 兼 情報システム部長
取締役（監査等委員）	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー

- (注) 1. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）の高田明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
内藤 克友	ITソリューション事業部長 兼 情報システム部長	ITソリューション事業部長 兼 情報システム担当	2020年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名（－名）	158,069千円（－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名（3名）	14,400千円（14,400千円）
合計	10名	172,469千円

(注) 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、2,669千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	高田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	重要な取引その他の関係はありません。
	岩田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥村 佳文	B T J 税理士法人 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	岩田 潤	当事業年度に開催された全ての取締役会、監査等委員会には、20回中18回出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥村 佳文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	25,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、2014年7月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年3月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - (2) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
 - (2) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「企業理念」、「経営理念」を社内内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - (2) 監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員（監査等委員会補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (3) 監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - (3) 監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
 - (4) 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - (2) 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては19回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 監査等委員会規程に基づき、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、当事業年度においては20回の監査等委員会を開催いたしました。監査等委員会では監査等委員会監査等基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部統制推進室、会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部統制推進室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部統制推進室と監査等委員会及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ コンプライアンス規程に基づき、毎月1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

-
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中に記載の金額には消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,884,026	流動負債	2,092,478
現金及び預金	1,712,391	買掛金	50,593
売掛金	243,583	短期借入金	800,000
営業貸付金	473,238	1年内返済予定の長期借入金	169,444
商品	394,974	未払金	125,523
仕掛品	1,851	未払法人税等	25,527
その他	61,726	賞与引当金	23,820
貸倒引当金	△3,740	ポイント引当金	16,762
固定資産	1,458,378	収納代行預り金	643,083
有形固定資産	156,548	預り金	128,196
建物	82,743	その他	109,527
工具、器具及び備品	37,268	固定負債	880,014
土地	27,152	長期借入金	776,376
リース資産	8,680	繰延税金負債	11,801
その他	703	退職給付に係る負債	35,544
無形固定資産	332,757	資産除去債務	49,945
ソフトウェア	319,447	その他	6,347
その他	13,310	負債合計	2,972,493
投資その他の資産	969,072	純資産の部	
投資有価証券	884,775	株主資本	1,359,814
長期貸付金	30,286	資本金	565,143
繰延税金資産	10,917	資本剰余金	591,459
その他	114,170	利益剰余金	203,371
貸倒引当金	△71,077	自己株式	△159
資産合計	4,342,404	その他の包括利益累計額	9,096
		その他有価証券評価差額金	9,096
		新株予約権	1,000
		純資産合計	1,369,911
		負債・純資産合計	4,342,404

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,426,748
売上原価	1,928,289
売上総利益	498,458
販売費及び一般管理費	908,619
営業損失	410,160
営業外収益	
受取利息	123
受取手数料	8,261
助成金収入	2,471
解約料収入	2,490
投資事業組合運用益	9,369
その他	2,175
営業外費用	
支払利息	6,656
リース解約損	2,113
その他	1,796
経常損失	10,566
特別利益	395,835
固定資産売却益	5,512
投資有価証券売却益	76,114
特別損失	
減損損失	93,970
固定資産除却損	2,332
固定資産売却損	0
税金等調整前当期純損失	96,302
法人税、住民税及び事業税	26,528
法人税等調整額	3,723
当期純損失	410,512
親会社株主に帰属する当期純損失	440,764
	440,764

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	563,757	590,073	674,900	△159	1,828,571
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,386	1,386			2,772
剰 余 金 の 配 当			△30,764		△30,764
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△440,764		△440,764
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,386	1,386	△471,528	-	△468,756
当 期 末 残 高	565,143	591,459	203,371	△159	1,359,814

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,086	8,086	1,000	1,837,657
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				2,772
剰 余 金 の 配 当				△30,764
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△440,764
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,010	1,010		1,010
当 期 変 動 額 合 計	1,010	1,010	-	△467,746
当 期 末 残 高	9,096	9,096	1,000	1,369,911

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 3社
- ② 連結子会社の名称……アトラファイナンス株式会社
アトラケア株式会社
アトラプランニング株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商 品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 2～17年

工具、器具及び備品…………… 2～10年

ロ 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

ハ リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ ポイント引当金……… 将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ 退職給付に係る会計処理の方法… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付に係る負債の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。
- ロ 消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」及び「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記して表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記していた「営業外費用」の「減価償却費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 324,250千円

(2) 偶発債務

重要な訴訟事件

- ① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の9社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

なお、当初はアトラス株式会社を含む10社から訴訟(以下「集団訴訟」という。)を提起されておりました。アトラス株式会社が、2015年7月以降、当社に対する賃料等の支払いを長期に亘り滞納したため、当社は、2017年6月9日に訴訟(以下「賃料請求訴訟」という。)を提起しました。これに対し、アトラス株式会社は、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用などが損害であるとの損害賠償請求権を主張し、これを当社が賃料請求訴訟で請求した金額と相殺することを求めておりました。集団訴訟におけるアトラス株式会社の請求は民事訴訟法上の重複訴訟の禁止(賃料請求訴訟との重複)に該当するものとして、却下判決が確定しており、また、賃料請求訴訟については、2020年3月27日に大阪地方裁判所におきまして当社勝訴となる判決が出ましたが、アトラス株式会社は、2020年4月11日付で控訴しており、控訴の中で53,655千円の損害賠償請求権を有すると主張しております。

集団訴訟などにおいても、アトラス株式会社の主張と同様の損害賠償請求権の有無を争点として、審理が続いておりますが、引き続き、集団訴訟及び賃料請求訴訟において当社の主張の正当性が認められるよう努めてまいります。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地	名称	所在地
株式会社リバーウェイ	東京都練馬区	株式会社大分ビルダー	大分県杵築市
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区	ケアメディオ株式会社	島根県雲南市
株式会社インバンクメント	東京都品川区	株式会社baRba	大阪府茨木市
株式会社黒井商事	山口県宇部市	株式会社Light Way	沖縄県うるま市
株式会社ヒビゼン	愛知県一宮市		

ハ 訴訟の内容

上記9社は、訴訟において、当社に対して合計811,499千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ② 当社は以下のとおり、2019年4月3日に訴訟を提起され、2019年4月15日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、Miライフケア株式会社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
Miライフケア株式会社	福岡県福岡市博多区

ハ 訴訟の内容

当社に対して111,028千円及びこれに対する2019年4月16日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ③ 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 8,889,100株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,764	3.50	2019年 12月31日	2020年 3月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものに関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,110	3.50	2020年 12月31日	2021年 3月26日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 200,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は1年以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社グループの与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注) 2を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,712,391	1,712,391	—
② 売掛金	243,583		
貸倒引当金(※1)	△1,067		
	242,516	242,516	—
③ 営業貸付金	473,238		
貸倒引当金(※1)	△2,643		
	470,595	470,595	—
資産計	2,425,502	2,425,502	—
① 買掛金	50,593	50,593	—
② 短期借入金	800,000	800,000	—
③ 未払金	125,523	125,523	—
④ 未払法人税等	25,527	25,527	—
⑤ 収納代行預り金	643,083	643,083	—
⑥ 預り金	128,196	128,196	—
⑦ 長期借入金(※2)	945,820	946,569	749
負債計	2,718,744	2,719,493	749

(※1) 売掛金及び営業貸付金については、貸倒引当金を控除しております。

(※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等、⑤ 収納代行預り金、⑥ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	145,603
非上場株式	739,171

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,712,391	—	—	—
売掛金	243,583	—	—	—
営業貸付金	473,238	—	—	—
合計	2,429,213	—	—	—

(注) 4 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	800,000	—	—	—	—	—
長期借入金	169,444	162,027	125,760	125,760	110,945	251,884
合計	969,444	162,027	125,760	125,760	110,945	251,884

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 154円00銭

1株当たり当期純損失 49円87銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 —

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
愛知、兵庫、大分	直営店舗	建物	23,594
		工具、器具及び備品	2,269
		その他 (有形固定資産)	2,232
		小 計	28,096
大阪他	事業用資産	建物	6,678
		工具、器具及び備品	24,435
		ソフトウエア	32,004
		その他 (無形固定資産)	2,195
		その他 (投資その他の資産)	560
		小 計	65,874
合 計			93,970

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。なお、直営事業については店舗ごとに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下している直営店舗及び事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、感染拡大を避けるべく様々な工夫がなされております。当社グループの運営する鍼灸接骨院・デイサービスにおいても院内感染・店内感染を防ぐよう努めております。新型コロナウイルス感染症による影響は継続しており、感染が収束する時期を見通すことは困難ですが、一定期間にわたり継続するものの、その後は徐々に回復するものと仮定して、固定資産の減損、たな卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,215,657	流動負債	2,056,726
現金及び預金	1,510,342	買掛金	49,947
売掛金	170,822	短期借入金	800,000
商品	393,193	1年内返済予定の長期借入金	169,444
仕掛品	1,851	リース債務	3,137
前払費用	20,198	未払金	113,740
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	未払費用	18,945
立替金	8,511	未払法人税等	18,782
その他	31,501	未払消費税等	39,339
貸倒引当金	△1,214	前受金	34,935
固定資産	1,954,786	収納代行預り金	649,893
有形固定資産	93,788	預り金	119,793
建物	24,847	賞与引当金	20,940
工具、器具及び備品	33,109	ポイント引当金	16,762
土地	27,152	その他の	1,065
リース資産	8,680	固定負債	844,780
その他	0	長期借入金	776,376
無形固定資産	332,149	リース債務	6,347
ソフトウェア	318,839	繰延税金負債	6,359
ソフトウェア仮勘定	13,310	退職給付引当金	35,544
投資その他の資産	1,528,847	資産除去債務	20,153
投資有価証券	884,775	負債合計	2,901,507
関係会社株式	70,000	純資産の部	
長期貸付金	30,286	株主資本	1,258,838
関係会社長期貸付金	656,218	資本金	565,143
破産更生債権等	28,756	資本剰余金	591,459
長期前払費用	5,541	資本準備金	591,459
長期未収入金	5,206	利益剰余金	102,395
敷金	35,411	その他利益剰余金	102,395
その他	2,845	繰越利益剰余金	102,395
貸倒引当金	△190,194	自己株式	△159
資産合計	4,170,443	評価・換算差額等	9,096
		その他有価証券評価差額金	9,096
		新株予約権	1,000
		純資産合計	1,268,935
		負債・純資産合計	4,170,443

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,946,558
売上原価	1,537,756
売上総利益	408,802
販売費及び一般管理費	843,412
営業損失	434,610
営業外収益	
受取利息	14,607
受取手数料	8,261
業務受託料	10,800
助成金収入	107
解約料収入	2,490
投資事業組合運用益	9,369
その他	477
営業外費用	
支払利息	6,656
リース解約損	2,113
その他	65
経常損失	8,835
特別利益	397,332
固定資産売却益	3,261
投資有価証券売却益	76,114
特別損失	
減損損失	66,028
固定資産除却損	2,158
固定資産売却損	0
関係会社株式評価損	49,999
貸倒引当金繰入額	130,659
税引前当期純損失	248,847
法人税、住民税及び事業税	5,196
法人税等調整額	7,083
当期純損失	566,803
	12,280
	579,084

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	563,757	590,073	590,073	712,244	712,244	△159	1,865,915
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,386	1,386	1,386				2,772
剰 余 金 の 配 当				△30,764	△30,764		△30,764
当 期 純 損 失				△579,084	△579,084		△579,084
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	1,386	1,386	1,386	△609,848	△609,848	-	△607,076
当 期 末 残 高	565,143	591,459	591,459	102,395	102,395	△159	1,258,838

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	8,086	8,086	1,000	1,875,001
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				2,772
剰 余 金 の 配 当				△30,764
当 期 純 損 失				△579,084
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,010	1,010		1,010
当 期 変 動 額 合 計	1,010	1,010	-	△606,066
当 期 末 残 高	9,096	9,096	1,000	1,268,935

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金……………将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記して表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 228,678千円

(2) 偶発債務

重要な訴訟事件

- ① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の9社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

なお、当初はアトラス株式会社を含む10社から訴訟(以下「集団訴訟」という。)を提起されておりました。アトラス株式会社が、2015年7月以降、当社に対する賃料等の支払いを長期に亘り滞納したため、当社は、2017年6月9日に訴訟(以下「賃料請求訴訟」という。)を提起しました。これに対し、アトラス株式会社は、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用などが損害であるとの損害賠償請求権を主張し、これを当社が賃料請求訴訟で請求した金額と相殺することを求めておりました。集団訴訟におけるアトラス株式会社の請求は民事訴訟法上の重複訴訟の禁止(賃料請求訴訟との重複)に該当するものとして、却下判決が確定しており、また、賃料請求訴訟については、2020年3月27日に大阪地方裁判所におきまして当社勝訴となる判決が出ましたが、アトラス株式会社は、2020年4月11日付で控訴しており、控訴の中で53,655千円の損害賠償請求権を有すると主張しております。

集団訴訟などにおいても、アトラス株式会社の主張と同様の損害賠償請求権の有無を争点として、審理が続いておりますが、引き続き、集団訴訟及び賃料請求訴訟において当社の主張の正当性が認められるよう努めてまいります。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地	名称	所在地
株式会社リバーウェイ	東京都練馬区	株式会社大分ビルダー	大分県杵築市
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区	ケアメディアオ株式会社	島根県雲南市
株式会社インバンクメント	東京都品川区	株式会社baRba	大阪府茨木市
株式会社黒井商事	山口県宇部市	株式会社Light Way	沖縄県うるま市
株式会社ヒビゼン	愛知県一宮市		

ハ 訴訟の内容

上記9社は、訴訟において、当社に対して合計811,499千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ② 当社は以下のとおり、2019年4月3日に訴訟を提起され、2019年4月15日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「はねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、Miライフケア株式会社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
Miライフケア株式会社	福岡県福岡市博多区

ハ 訴訟の内容

当社に対して111,028千円及びこれに対する2019年4月16日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ③ 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	19,077千円
短期金銭債務	6,859千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	88,630千円
売上原価・販売費及び一般管理費	45千円
営業取引以外の取引高	25,285千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	266株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	88,376
賞与引当金	6,407
ポイント引当金	5,129
未払事業税	3,145
前受金	6,261
譲渡制限付株式報酬	3,267
減価償却超過額	7,256
減損損	37,708
投資有価証券評価損	57,613
関係会社株式評価損	15,299
貸倒引当金	58,570
退職給付引当金	10,876
資産除去債務	6,167
税務上の繰越欠損金	64,187
その他	14,729
繰延税金資産小計	384,999
評価性引当額	△384,999
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
たな卸資産否認額	△566
資産除去債務に対応する除却費用	△1,747
その他有価証券評価差額金	△4,011
その他	△34
繰延税金負債合計	△6,359
繰延税金負債の純額	△6,359

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アトラファイナンス(株)	大阪市西区	30,000	療養費早期現金化サービス他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付(回収)	736,000 (1,024,649)	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449
							受取利息	9,873	関係会社長期貸付金	366,218
	アトラケア(株)	大阪市西区	25,000	介護事業その他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付	70,000	関係会社長期貸付金	290,000
							受取利息	4,612	未収利息	734

- (注) 1 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 3 アトラケア(株)に対する関係会社長期貸付金に対して、130,659千円の貸倒引当金(当事業年度における繰入額130,659千円)を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	142円64銭
1株当たり当期純損失	65円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

9. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
大阪他	事業用資産	建物	6,678
		工具、器具及び備品	24,590
		特許実施権	875
		ソフトウェア	32,004
		ソフトウェア仮勘定	1,320
		長期前払費用	560
合 計			66,028

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。

収益性の低下している事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社が属する鍼灸接骨院業界におきましては、感染拡大を避けるべく様々な工夫がなされております。新型コロナウイルス感染症による影響は継続しており、感染が収束する時期を見通すことは困難ですが、一定期間にわたり継続するものの、その後は徐々に回復するものと仮定して、固定資産の減損、たな卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目	細	実	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄	一	郎	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトラ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目	細	実	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄	一	郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

アトラ株式会社 監査等委員会

監査等委員 高田 明 夫 ㊟

監査等委員 岩田 潤 ㊟

監査等委員 奥村 佳文 ㊟

(注) 監査等委員高田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 3円50銭 総額 31,110,919円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は「世界中の人を健康にしたい。」という企業理念の下、鍼灸接骨院支援事業を展開してまいりました。また、介護など鍼灸接骨院業界とシナジーが見込める事業に挑戦し、ヘルスケア業界に事業範囲を拡大しつつあります。今後もヘルスケアをテーマとして、さらに事業範囲を拡大していく方針であり、この度このような当社の方針にふさわしい社名に変更いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>アトラ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>artra corporation</u> と表示する。 第2条～第38条 (条文省略) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)	(商号) 第1条 当社は、 <u>アトラグループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Artra Group Corporation</u> と表示する。 第2条～第38条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (商号変更の時期) <u>第1条の変更は、2021年4月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）が任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定が行えるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">※ 蘇 乾 間 からびん</p> <p>(1985年3月15日生)</p>	<p>2007年5月 株式会社C.M.Phoenix 設立 取締役就任 2008年1月 株式会社C.M.Phoenix 代表取締役就任（現任） 2014年10月 株式会社One Third Residence 設立 代表取締役就任（現任） 2016年11月 株式会社ONE THIRD REAL ESTATE 設立 代表取締役就任（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 株式会社C.M.Phoenix 代表取締役 株式会社One Third Residence 代表取締役 株式会社ONE THIRD REAL ESTATE 代表取締役</p> <p>【選任理由】 蘇乾間氏は、フィットネスジムを運営し、Fitness Mirrorに関する事業を日本で初めて立ち上げた実績があります。経営者としても複数の会社を立ち上げ、代表取締役として各企業の経営に従事してまいりました。同氏は外国籍であり、「世界中の人を健康にしたい。」という企業理念を掲げる当社の多様性という観点から、これまでになかった視点を加えることができると考えております。これらのことから、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	きゅう せ ひろ ゆき 久 世 博 之 (1973年5月8日生)	2000年4月 八幡屋整骨院 勤務開始 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社権左エ門（現 当社）設立 代表取締役 社長（現任） 2006年4月 株式会社トライニン 代表取締役 2007年6月 同社 取締役 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年3月 アトラケア株式会社 取締役（現任） 2018年3月 当社 CEO（現任） （重要な兼職の状況） アトラケア株式会社 取締役 【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より代表取締役を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	187,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">たなか まさき 田中 雅樹 (1972年1月22日生)</p>	<p>1995年4月 関西テレメッセージ株式会社 入社 1999年9月 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 入社 2001年10月 新コスモス電機株式会社 入社 2007年3月 株式会社JCLバイオアッセイ 入社 2009年6月 同社 取締役経営企画室長 2013年6月 株式会社MACオフィス 入社 2014年1月 同社 執行役員管理本部長 2014年3月 当社 取締役（現任） 2015年3月 当社 管理部長 2017年4月 当社 経理財務部長 兼 総務人事部担当 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年2月 当社 管理部担当 2018年3月 当社 CFO（現任） 2019年7月 当社 経理財務部担当 兼 総務人事部担当（現任）</p> <p>【選任理由】 田中雅樹氏は、上場会社の管理部門における豊富な経験を有しており、2014年3月より当社の取締役を務め、経理財務部及び総務人事部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	64,700株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<p style="text-align: center;">たか だ あき お 高 田 明 夫 (1948年10月17日生)</p>	<p>1978年4月 検事任官 2002年4月 大阪地方検察庁特別捜査部長 2005年12月 宮崎地方検察庁検事正 2008年1月 検事退官 2008年4月 弁護士(大阪弁護士会)登録 2008年4月 高田明夫法律事務所 所長(現任) 2008年6月 日本コンベヤ株式会社 社外監査役 2011年6月 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 2015年3月 当社 社外取締役 2015年6月 日本コンベヤ株式会社 社外取締役 2016年4月 NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 高田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)</p> <p>【選任理由】 高田明夫氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年3月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">いわ た じゅん 岩 田 潤 (1969年12月23日生)</p>	<p>1992年3月 青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所 1999年10月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人)入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所 所長(現任) 2005年6月 マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 2007年8月 株式会社ドーン 社外監査役 2008年10月 BTJ税理士法人 設立 代表社員(現任) 2010年1月 当社 社外監査役 2010年3月 株式会社ディキャピタル 設立 代表取締役(現任) 2011年6月 株式会社MACオフィス 社外監査役 2011年8月 株式会社ドーン 社外取締役 2016年8月 株式会社ドーン 取締役(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 岩田公認会計士事務所 所長 BTJ税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役</p> <p>【選任理由】 岩田潤氏は、公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	1,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">奥 村 佳 文 (1971年1月11日生)</p>	<p>1995年4月 奥村造船工業株式会社 入社 1997年9月 今井会計事務所 入所 2000年8月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人) 入所 2004年11月 日本イーライリリー株式会社 出向 2006年8月 奥村佳文税理士事務所 所長 2010年1月 当社 社外監査役 2015年7月 BTJ税理士法人 パートナー(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) BTJ税理士法人 パートナー</p> <p>【選任理由】 奥村佳文氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	1,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 現在当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏と当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合は引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員の取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル
当社大阪事務所



- ご案内
1. 地下鉄中央線「阿波座駅」2番出口より徒歩にて約5分です。
 2. 駐車場及び駐輪場はございませんので、お車または自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用して
います。